

学校法人順天堂情報セキュリティ対策基本方針

平成19年11月1日
規第平19—11号
改正 令和7年3月1日

前文

学校法人順天堂（以下、「本学」という。）の情報基盤の整備に加えて、組織的かつ高度に情報セキュリティを維持することが不可欠である。

学校法人順天堂情報セキュリティ対策基本方針（以下「基本方針」という。）は、情報セキュリティの重要性を認識し、円滑な運用と保護に取り組むために、本学の教職員等が日頃から十分意識し、本学の情報を適切に管理運用するために必要な取り決めとして定めるものである。

（目的）

第1条 この基本方針は、本学の情報システム及び教育・研究・臨床活動に関連する情報の適切かつ有効な管理・活用により、社会の発展に貢献すること並びに情報セキュリティ水準の維持向上を図ることを目的とする。

（方針）

第2条 前条の目的を達するため、本学は次の各号に掲げる対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システム及び情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 教職員等への啓発・教育
- (6) 前各号を含む情報セキュリティマネジメントの実施

（教職員等の責務）

第3条 本学の情報及び情報システムの利用、管理または運用の業務に関与する教職員等は、次の各号に定める責務を負うとともに、情報の適正な取扱いに務め、法令並びにこの基本方針及び別に定める運営と利用に関する学内規程を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティの必要性を認識し、セキュリティの維持向上に努めなければならない。
- (2) 情報が紙文書であるか電子情報であるか、情報システム又はネットワーク中に存在するか、その形態のいかんにかかわらず情報セキュリティについて責任を負う。
- (3) 情報セキュリティ上の事故の予防、認知及び対応のために適時適切な行動をとる。
- (4) アクセス権限を与えられた情報にのみアクセス又は利用する。
- (5) 個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。）及び未公表の情報を本学の承認なしに公表、利用又は第三者に開示しない。

（処分）

第4条 この基本方針及び情報セキュリティに係る学内規程に違反した場合における利用の制限及び処分については、それぞれ別に定める学内規程による。

（基本方針の改定）

第5条 この基本方針の改定は、情報セキュリティ委員会及び理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

このポリシーは、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年3月1日から施行する。